

三条市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成 26 年 3 月 7 日策定

令和 3 年 4 月 1 日改定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、三条市が障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、三条市の全ての組織（以下「市の組織」という。）が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 自立訓練事業所
- (4) 生活介護事業所
- (5) 障がい者支援施設
- (6) 地域活動支援センター

4 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、福祉保健部福祉課が当該施設からの情報を基に市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

5 調達の目標

調達目標は、前年度の物品等の調達実績を上回ることを目標とする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、市のホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市のホームページ等で公表する。

7 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部福祉課障がい支援係とする。